平成２２年（フ）第４号
長崎県大村市鬼橋町1058番地２、申立時の住所長崎県諫早市幸町43番14号　コーポ近松２号
債務者　田渕　達也
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐多佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１７３号
佐賀県杵島郡江北町大字山口1211番地１　コンフォートエミュー205号
債務者　千布　裕貴
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１７４号
佐賀県杵島郡大町町大字福母3068番地172
債務者　江頭　芳子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１６５号
福島県いわき市泉町滝尻字根ノ町61番地　草野アパート、前住所福島県いわき市洋向台４丁目11番地の８
債務者　中田　文雄
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１８３号
福島県いわき市勿来町窪田上り途27番地
債務者　稲村　智恵
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第７４号
佐賀県唐津市山本1596番地
債務者　土橋　正幸
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１３５号
山口県下松市大字河内578番地１
債務者　柏原　千夏
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２８０５号
北海道苫小牧市字糸井149番地の165
債務者　鈴木　寿子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９８５号
神戸市中央区北本町通６丁目４番14―703号
債務者　北岡京美こと　鄭　　京美
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０３６号
神戸市中央区中山手通７丁目38番３号　中山手ガーデンハウスＣ棟101
債務者　溝端　久志
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４０号
神戸市兵庫区西出町１丁目19番２―605号
債務者　福田　忠雄
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３１号
山口県防府市桑山１丁目２番22号
債務者　大井　　初
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
山口県防府市大字新田518番地の１
債務者　徳冨　哲子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
山口県防府市惣社町４番50―９号
債務者　山村　隆治
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
青森県弘前市大字浜の町西１丁目10番地32
債務者　岩谷　邦彦
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１７６号
青森県黒石市柵ノ木１丁目63番地　佐々木アパート７号室
債務者　小野　有子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１９３号
青森県弘前市大字石渡５丁目３番地12
債務者　西谷　金彦
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
青森地方裁判所弘前支部